

住民税非課税世帯等・児童扶養手当受給世帯向け



エアコン購入費を 最大 **10万円** 助成します

1世帯1台限り

申請期限

令和8年12月28日(月)必着

対象となる世帯

以下の全ての条件を満たす必要があります。

- ☒ 板橋区民であること
- ☒ 原則、住民税・軽自動車税の滞納がないこと
- ☒ 自宅にエアコンがない、または故障・買い替え等が必要なこと
- ☒ 次の①または②に該当：①住民税非課税または均等割のみ課税の世帯
②児童扶養手当受給世帯

※世帯員全員が生活保護(または中国残留邦人支援給付)を受給している場合は、ケースワーカーにご相談ください。

助成上限額

100,000円

※購入費・設置工事費等を含み、いずれか少ない額を助成

対象機器

新品のエアコン

自宅の壁・窓などに設置するもの

申請方法

区のホームページからご申請ください

※必ず購入前に申請し、交付決定を受けてください。交付決定前に購入・設置したエアコンは助成対象外です。

ただし、令和8年4月1日～7月31日間に購入済みの場合のみ事後申請可能

 ホームページ



お問い合わせ：福祉部 地域福祉連携課 地域福祉推進係 ☎ 03-3579-2455

※予算の範囲内で実施するため、予算の上限に達した場合、期間より早く終了する可能性があります。